



2015年5月1日

各 位

会社名 伊藤忠商事株式会社
代表者名 取締役社長 岡藤 正広
(コード番号 8001 東証第一部)
問合せ先 IR 室長 中島 聡
(TEL. 03-3497-7295)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年5月1日開催の取締役会において、下記の通り「定款一部変更の件」を平成27年6月19日開催予定の当社第91回定時株主総会に付議することを決定致しましたので、お知らせ致します。

記

1. 提案の理由

- (1) 当社の活動の現状に即して事業内容の明確化を図るため、現行定款第2条(目的)を一部変更するものであります。
- (2) 最適かつ機動的な経営体制の構築を目的として、取締役だけでなく、執行役員からも社長を選任できることを明確にするために、現行定款第15条(株主総会の議長)及び第25条(執行役員および役付執行役員)第2項を変更するものであります。

2. 変更の内容

現行定款と変更案の対比は次のとおりであります。

(下線部は変更部分)

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|--|
| 第2条(目的) 当社は、次の業務を営むことを目的とする。 1.～20.(省略) 21.観光・健康・医療・スポーツ・研修の各施設、旅館および飲食店の経営ならびに旅行業 22.～29.(省略) | 第2条(目的) 当社は、次の業務を営むことを目的とする。 1.～20.(現行通り) 21.観光・健康・医療・スポーツ・研修・ <u>保育</u> の各施設、旅館および飲食店の経営ならびに旅行業 22.～29.(現行通り) |
| 第3条～第14条 (省略) | 第3条～第14条 (現行通り) |
| 第15条(株主総会の議長) 株主総会の議長は <u>取締役</u> 社長とする。ただし、 <u>取締役</u> 社長に事故あるときは、出席した他の代表取締役とし、代表取締役に事故あるときは、出席した他の取締役とする。 | 第15条(株主総会の議長) 株主総会の議長は社長とする。ただし、社長に事故あるときは、出席した他の代表取締役とし、代表取締役に事故あるときは、出席した他の取締役とする。 |
| 第16条～第24条 (省略) | 第16条～第24条 (現行通り) |
| 第25条(執行役員および役付執行役員) 執行役員は、取締役会の決議によって選任す | 第25条(執行役員および役付執行役員) 執行役員は、取締役会の決議によって選任す |

| | |
|---|---|
| <p>る。なお、執行役員の選任、退任、身分、職務等については、取締役会で定める執行役員規程による。</p> <p>②取締役会は、その決議によって社長を定めるほか、副社長執行役員、専務執行役員、常務執行役員、その他取締役会で定める役付執行役員各若干名を定めることができる。</p> <p>第 26 条～第 35 条 （省略）</p> | <p>る。なお、執行役員の選任、退任、身分、職務等については、取締役会で定める執行役員規程による。</p> <p>②取締役会は、その決議によって社長執行役員、副社長執行役員、専務執行役員、常務執行役員、その他取締役会で定める役付執行役員各若干名を定めることができる。</p> <p>第 26 条～第 35 条 （現行通り）</p> |
|---|---|

3. 日程

| | |
|-----------------|------------------|
| 定款変更のための株主総会開催日 | 平成 27 年 6 月 19 日 |
| 定款変更の効力発生日 | 平成 27 年 6 月 19 日 |

以 上